

函館市学童保育連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「函館市学童保育連絡協議会」といいます。

(目的)

第2条 この会は、学童保育の父母関係者及び支援員等、専門家の連絡を密にして、学童保育の啓蒙、普及および発展を積極的にはかり、保育内容の研究、施設の拡充、制度の充実を求める運動を進めます。

(事業)

第3条 この会は、目的達成のため、会員相互の連絡交流を密にし、下記の事業を進めます。

- (1) 学識経験者、専門家の協力を得ながら学童保育のあるべき姿をたえず研究し、よりよき制度の充実を求める運動を進めます。
- (2) 「学童保育づくり」の援助を行います。
- (3) 学童保育所の施設、設備、運営などのあり方や保育内容の研究を深め、その普及と改善の運動を進めます。
- (4) 学童保育に関する出版物の普及活動を行います。
イ、月刊誌「日本の学童保育」 ロ、会員へのニュース ハ、その他
- (5) 運動、研究、実践の交流と発展に努めます。
- (6) 支援員等との交流と親睦をはかり、保育内容の向上のために学習会を開きます。
また、支援員等の労働条件の改善に努力します。
- (7) その他、必要な事業を行います。

第2章 会員等

(構成)

第4条 この会は、次の団体および個人をもって構成します。

- (1) 学童保育クラブおよび学童保育クラブを運営する団体(父母会、NPO 法人等)
- (2) 支援員の会および支援員の会に所属する個人
- (3) 学童保育クラブを新設しようとする団体および個人

(会員)

第5条 この会は、第4条で定めた構成団体および個人を会員とします。

2 この会は、第4条で定めた構成団体および個人以外で、この会に賛同する者を賛助会員とします。賛助会員には協議会の活動について情報を提供します。

(会費)

第6条 この会は、会員および賛助会員より以下の会費を徴収します。

- (1) 会 員 (1世帯あたり)：2,300円 (年間)
- (2) 賛助会員 (1世帯あたり)：2,000円 (年間)

第3章 役員等

(役員)

第7条 この会に次の役員をおきます。

- (1) 会 長 1名 *会長はこの会を代表します。
- (2) 副 会 長 若干名 *副会長は会長を補佐します。
- (3) 事 務 局 長 1名 *事務局長は会の活動を統括します。
- (4) 会 計 委 員 1名 *会計委員は会の財政を執行します。
- (5) 事務局次長 若干名 *事務局次長は事務局長を補佐します。
- (6) 事 務 局 員 若干名 *事務局員は事務局長を補佐します。
- (7) 監 査 委 員 2名 *監査委員は会の財政の執行について監査します。

2 前項の役員のうち(1)会長(3)事務局長(7)監査委員は総会で選出され、その他の役員は第8条で定める役員会により、役員担当クラブ等(年度更新・輪番制:別紙参照)より選出されます。

(機関)

第8条 この会は、次の機関をおきます

- (1) 役員会:第7条に定める役員(ただし、監査委員を除く)によって構成され、この会における事業・活動・会計について責任を負います。
- (2) 幹事会:この会の中間決議機関及び執行機関であり、第4条に定める団体および個人、第7条に定める役員(ただし、監査委員を除く)によって構成され、この会が目的に資する活動を行うことについて責任を負います。

第4章 総会

(総会)

第9条 この会の最高機関であり、原則として5月に定期総会を実施します。ただし、役員会で必要があると判断し幹事会で承認を得られた場合には、臨時総会を開催することができます。

第5章 事務局等

(事務局)

第10条 この会の事務局は、函館市富岡町1丁目56番3号におきます。

2 この会の事務局には、専従職員をおくことができます。

第6章 会計

(資金)

第11条 この会の資金は、会費及び賛助会費からなります。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は4月1日から3月31日までとします。

第7章 雑則

(細則)

第13条 この会の申し合わせの変更には、総会の承認を必要とします。

付則

この規約の実施は1981年4月13日とします。

1984年4月23日(第4回総会)一部改正

1986年4月23日(第6回総会)一部改正

1993年4月24日(第13回総会)一部改正

2000年4月21日(第20回総会)一部改正

2006年4月19日(第26回総会)一部改正

2007年4月18日(第27回総会)一部改正

2010年5月13日(第30回総会)一部改正

2012年5月17日(第32回総会)一部改正

2016年5月19日(第36回総会)一部改正

2019年5月14日(第39回総会)一部改正

2021年5月31日(第41回総会)申し合わせ事項確認

2022年6月27日(第42回総会)申し合わせ事項確認